

**貸 金 庫 規 定**  
**(自動・手動共通)**





# 貸金庫規定（自動・手動共通）

（令和2年4月1日改正）

## 第1条（格納品の範囲）

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。（ただし、全自動貸金庫は重量制限として、イトーキ製貸金庫は 10 キログラム以下、オカムラ製貸金庫は 15 キログラム以下、クマヒラ製及びローレル製貸金庫は 20 キログラム以下とします。）
  - ① 有価証券
  - ② 預貯金通帳・証書、契約証書、権利書、登記識別情報通知その他の重要書類
  - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品  
ただし、壊れやすいものは格納できません。
  - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの（現金を除く）
- (2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

## 第2条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 3 月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

## 第3条（使用料）

- (1) 貸金庫の使用料は、貸金庫使用料一覧表記載の料率により 1 年分を前払いするものとし、毎年 4 月の当行所定の日、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳・同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を 1 か月としてその月から月割計算により支払ってください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から通用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日にかかわらず、その月の分まで使用料を支払ってください。

第 1 項の自動引落とし後に解約する場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

## 第4条（鍵の保管）

貸金庫に付属する鍵正副 2 個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。

## 第5条（貸金庫の開閉等）

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。
- (2) 開庫にあたっては、当行所定の貸金庫開庫依頼票に届出の印章により記名押印（または署名捺印）して提出してください。

自動貸金庫は、貸金庫ご利用カード（代理人が開閉する場合は、代理人用の貸金庫ご利用カード。以下これらを「利用カード」という。）をカード読取機に挿入し、届出の暗証をボタンにより操作してください。

- (3) 格納品の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。なお、閉庫後は、貸金庫の施錠を確認してください。

自動貸金庫は、貸金庫の施錠を確認のうえ貸金庫取出口扉の閉扉ボタンを操作し、貸金庫を格納してください。

## 第6条（届出事項の変更等）

- (1) 印章、利用カードを失ったとき、または印章、暗証、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3) 貸金庫の契約の際には、法令で定める本人確認等を行います。貸金庫の契約後も、貸金庫の取引にあたり当行は法令で定める本人確認等を行う場合があります。この確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届け出てください。

## 第7条（印章、鍵、利用カードの喪失時等の取扱）

- (1) 印章、正鍵、もしくは利用カードを失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (3) 利用カードを失った場合または毀損した場合は、再発行に要する費用を支払ってください。

## 第8条（印鑑照合等）

- (1) 貸金庫開庫依頼票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうえは、これらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 自動貸金庫についてカード読取機操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して開庫その他の取扱いをしましたうえは、利用カードまたは暗証につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。

## 第9条（損害の負担等）

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた

損害について当行は責任を負いません。

- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

#### 第10条（成年後見人等の届け出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届け出てください。
- (5) 前4項にかかる届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 第11条（解約等）

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、利用カードおよび届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。  
なお、正鍵、利用カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
  - ① 借主が使用料を支払わないとき
  - ② 借主について相続の開始があったとき
  - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
  - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
  - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
  - ⑥ 実在しない名義人による契約であることが明らかになった場合または契約名義人本人の意思によらずに契約されたことが明らかになった場合
  - ⑦ 借主が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
  - ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項に偽りがあることが明らかになった場合
  - ⑨ 上記①から⑧までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合
  - ⑩ この契約がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引

に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が貸金庫解約が必要と判断した場合

- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切であると判断される場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。

この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第 1 項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

- ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

ア. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

イ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

ウ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

エ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

オ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

ア. 暴力的な要求行為

イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

オ. その他前各号に準ずる行為

- (4) 前 3 項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第 3 条第 3 項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときはただちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日第 3 条第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

- (5) 第 1 項から第 3 項までの明渡しが 3 か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適切と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には破棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立合いを求めることができるものとします。これらに要する費用

は借主の負担とします。

- (6) 使用料、遅延損害金その他の借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

#### **第12条（貸金庫の修繕、移転等）**

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

#### **第13条（緊急措置）**

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

#### **第14条（譲渡、転貸等の禁止）**

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

#### **第15条（反社会的勢力との取引拒絶）**

この貸金庫は、第11条第3項の各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第11条第3項の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込および利用をお断りするものとします。

#### **第16条（裁判管轄）**

本規定に関する争いについては、当行本店または当行支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

#### **第17条（規定の変更）**

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上